

も ば ら

広報

7.1日号

2019(令和元年)
No.1061



パラスポーツにチャレンジ!

5月22日㊦、市内本納小学校で、パラスポーツを体験する特別授業が日本財団パラリンピックサポートセンター主催により行われました。

車いすバスケットボール元日本代表の神保康広^{じんぼやすひろ}さんを講師に迎え、児童たちは競技用の車いすに乗り試合に挑戦。慣れない車いすの操作に苦戦しながらも、シュートを決めると体育館に大きな歓声が響きました。

主な内容

- ◆国民健康保険税の納税通知書・決定通知書を7月中旬に送付します (P2)
- ◆65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ (P3)
- ◆7月1日からコンビニ交付が始まりました! (P4)

今月の日曜開庁	7月28日㊦	8時30分～ 17時15分	市民課 (2階)	☎(20)1502
			市民税課 (2階)	☎(20)1577
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	収税課 (2階)	☎(20)1578
			本納支所 (ほのおか館内)	☎(34)2111
			市民課 (2階)	☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】令和元年6月1日現在
(うち外国人住民)

- 総人口 89,402人(1,327人)
- 男 44,234人(484人)
- 女 45,168人(843人)
- 世帯数 40,633世帯

※外国人住民の世帯を含む

【5月中の動き】※外国人住民を含む

- 転入 314人 ●転出 268人
- 出生 44人 ●死亡 77人

国民健康保険税の 納税通知書・決定通知書を 7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

通知書の内容を必ず ご確認ください

窓口で納付される方、口座振替により納付される方には、納税通知書を送付します。
すでに年金天引きで納付されている方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

保険税の税率等を 改定しました

令和元年度の保険税の税率および国の法令改正に合わせ課税限度額を改定しました。改定内容は左表のとおりです。

	所得割	均等割 ※一人あたり	平等割 ※一世帯あたり	課税限度額
基礎分	7.7% (7.8%)	20,000円 (21,000円)	21,000円 (22,000円)	61万円 (58万円)
支援金分	2.7%	10,000円	なし	19万円
介護分	2.1%	16,000円	なし	16万円

※()内は平成30年度。

※所得割は、前年の所得から基礎控除33万円を引いた額に、各税率をかけて算出します。

所得申告により国保税が 軽減される場合があります

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準額以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。所得不明な方がいる場合は軽減の対象となりませんので、必ず申告してください。

また、国の法令改正に合わせて、軽減判定所得の基準額が左表のとおり引き上げられ、軽減される世帯の範囲が拡大されました。

軽減判定所得の基準額	
5割軽減	33万円 + 28万円 [平成30年度27.5万円] × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円 + 51万円 [平成30年度50万円] × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方

特例対象被保険者等の 負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由で離職された方は、左表の要件に該当する場合、保険税が軽減されますので、必ず届け出をしてください。

※平成30年3月31日から平成31年3月30日の間に離職し、届け出をして平成30年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方については、令和元年度分も自動的に軽減が適用されます。

該当要件	①離職日が平成30年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」(「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号)であること。 【11.12.21.22.23.31.32.33.34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定
届出に必要なもの	雇用保険受給資格者証 (原本)
届出場所	国保年金課および本納支所

旧被扶養者の減免期間の 見直しについて

被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行した方に扶養されていた65歳以上の方(旧被扶養者)については、激変緩和措置として、当分の間、保険税負担軽減措置が講じられています。

その中で、令和元年度から、均等割額と旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割額の減免期間が見直され、「国保に加入した月以降2年を経過する月までの間」に限り適用されることとなりました。

※今回の見直しは、すでに国保に加入している旧被扶養者の方も対象となります。(平成29年4月以前に国保に加入されている場合、平成31年4月以降の軽減措置は適用されなくなります。)



お問い合わせは、
国保年金課(2階)
☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

令和元年度後期高齢者 医療の保険料額を 7月中旬に通知

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ、保険料額の決定通知を送付します。

◆年金天引きされている方

この決定通知により確定した保険料額から、仮徴収額として（4月、6月、8月の年金から）納付した額を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて、10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。

なお、すでに納付した額が確定した保険料額を超過している場合、超過分は別途通知の上、還付します。

◆それ以外の方

保険料額の決定通知書と納入通知書を送付します。金融機関などで各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座、納付方法により納期限に振替となります。

お問い合わせは、
国保年金課（2階）

☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ

お問い合わせは、高齢者支援課（2階）
☎(20)1572、FAX(20)1610へ。

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが保険加入者となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる制度です。

介護保険制度を適正に運営するため、65歳以上の方の介護保険料は「どのようなサービスがどれだけ利用されるか」、「どのような施設がどれだけ必要か」などを推計した「介護保険事業計画」に基づき3年ごとに決定されます。

市では、収入状況や世帯内の市民税課税状況に応じて、下表のとおり保険料の段階を設定しています。

なお、10月以降に予定されている消費税率引き上げによる財源をもとに、第1段階から第3段階までの保険料を軽減しています。

令和元年度 介護保険料

基準額：年額60,000円

段階	対 象 者		割 合	保険料 (年額)
第1	本人が市民税非課税 世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額※と課税年金収入額の合計額が80万円以下	×0.375	22,500円
第2		120万円以下	×0.625	37,500円
第3		120万円超	×0.725	43,500円
第4	世帯に市民税 課税者あり	前年の合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計額 80万円以下	×0.9	54,000円
第5		80万円超	×1	60,000円
第6	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額※	120万円未満 ×1.2	72,000円
第7			200万円未満 ×1.3	78,000円
第8			300万円未満 ×1.5	90,000円
第9			300万円以上 ×1.7	102,000円

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。ただし、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、控除後の金額を用いる。

保険料の納め方は 2通りに分かれます

①年金天引きされる方

保険料の年額を年6回に分けて、受給している年金から天引きとなります。

7月中旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送しますので、保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

②それ以外の方

7月中旬に「介護保険料納入通知書兼領収書（納付書）」を郵送しますので、最寄りの金融機関などで、各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座、納付方法により納期限に振替となります。

◆保険料の減免制度

災害などにより著しい損害を受けた場合は、保険料の納付を猶予したり、減免したりする制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

風しん抗体検査・予防接種を 無料で実施します

市では、風しんの流行を防ぐため、令和4年3月31日までの3年間、風しん抗体検査・予防接種を無料で実施します。

対 象

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

実施方法

対象者のうち、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に無料クーポン券を発送します。

受診方法など、詳しくはお問い合わせください。

※昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方で、検査を希望する方は、個別に発送しますので、お問い合わせください。



上記対象者のうち、平成26年4月以降に風しんの抗体検査を受け、結果の記録が手元にある方は、窓口にお持ちください。

平成26年4月以降に風しんの抗体検査を受け、結果の記録が手元にある方は、窓口にお持ちください。検査結果を判定し、必要な方に予防接種予診票を送付します。

※本事業は「国の風しん追加的対策」に基づくものです。※女性も対象とみなす「千葉

県風しんワクチン接種費用助成事業」については、6月1日号の広報に掲載していますので、ご確認ください。

お問い合わせは、

健康管理課（2階）

☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

7月1日からコンビニ交付が始まりました！

市では、7月1日⑧から住民票の写しなどのコンビニ交付を開始しました。ぜひご利用ください。

- ◆対 象 利用者証明用の電子証明書付きマイナンバーカードを持ち、暗証番号の照合が可能な茂原市民
- ◆利用できる店舗 全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップなどキオスク端末（マルチコピー機）が設置されている店舗
- ◆利用時間 6時30分～23時（12月29日～1月3日、システムのメンテナンス時は利用できません）
- ◆取得できる証明書と交付手数料

取得できる証明書	手数料	請求できる範囲	問い合わせ
住民票の写し（除票は除く。住民票コード、マイナンバー記載不可）	300円	本人または同一世帯の人	市民課
印鑑登録証明書	300円	本人（茂原市に印鑑登録をしている人）	市民課
所得課税証明書（最新年度のみ）	300円	本人	市民税課

※証明書は、偽造防止の処理が施されたA4サイズの普通紙で発行されます。

※市役所・本納支所窓口で印鑑登録証明書を請求する際は、今までどおり印鑑登録証が必要です。

※手数料の免除規定に該当する方であっても、コンビニ交付では手数料がかかります。

市役所・本納支所窓口での発行が対象となります。

※15歳未満の方、成年被後見人の方は利用できません。

※暗証番号を一定回数以上間違えると、カードが利用できなくなります。

その場合は市役所で、暗証番号の再設定が必要となります。

※取得した証明書の交換や手数料の返金はできません。

マイナンバーカードは、申請から取得まで約1カ月かかります。市民課および本納支所で申請のお手伝いができますのでぜひご利用ください。



お問い合わせは、市民課（2階） ☎(20)1502、FAX(20)1600、
市民税課（2階） ☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

令和元年度 6月補正予算

※1万円単位で端数処理しています。

一般会計補正予算額 5億946万円 (補正後予算額305億6,086万円)

(歳入)

○分担金及び負担金	188万円
○国庫支出金	2億5,076万円
○県支出金	924万円
○繰越金	2,950万円
○諸収入	1,188万円
○市債	2億620万円

(歳出)

○総務費	11万円
○民生費	4,544万円
○衛生費	2,628万円
○農林水産業費	1,525万円
○商工費	8,000万円
○教育費	3億4,238万円

主 な 内 容

・歳入

【分担金及び負担金】	用排水施設工事負担金	188万円
【国庫支出金】	介護保険料軽減費負担金	1,848万円
	感染症予防事業費等国庫負担金	939万円
	母子家庭等対策費補助金	165万円
	プレミアム付商品券事業費補助金	8,000万円
	学校施設環境改善交付金	1億4,124万円
【県支出金】	介護保険料軽減費負担金	924万円
【繰越金】	前年度繰越金	2,950万円
【諸収入】	土地改良施設維持管理適正化事業交付金	1,188万円
【市債】	豊田保育所便所改修事業	500万円
	学校給食センター再整備等事業	2億120万円

・歳出

【総務費】	文書管理事務運営費	11万円
【民生費】	介護保険事業特別会計繰出金	3,697万円
	ひとり親家庭福祉事業	220万円
	公立保育所維持管理費	627万円
【衛生費】	一般事務費(健康管理課)	95万円
	予防接種事業	2,533万円
【農林水産業費】	用排水施設維持管理費	1,525万円
【商工費】	プレミアム付商品券事業	8,000万円
【教育費】	共同調理場建設事業	3億4,238万円

お問い合わせは、財政課 (4階) ☎(20) 1 5 1 7、FAX (20) 1 6 0 3へ。

市長が行く

将来を見据えた財政改革

No.110

茂原市長 田中豊彦



先日新聞に、船橋市の財政改革の記事が掲載されていました。私は、「何？船橋市が財政改革？」と驚きましたが、読んで納得する気持ちになりました。

船橋市は、財政上国から示

されている4つの指標では県内でも最上位に位置し、実質公債費比率はマイナス0.1%で財政調整基金も約155億円以上あり、県内ではトップクラスの優良中核都市です。しかし、その記事の中では、歳入の柱となる市税収入は今後10年変わらず推移するが、今のままの更新作業や扶助費を続けていると、財政調整基金から年間30億〜50億の繰り入れが必要で、現状のままだと4年から5年の間に財政調整基金は枯渇してしまうというものでした。そのため、体力のあるうちに再度財政計画を見直し、事業仕分けをし、扶助費の増額にはそれ

相応の市民の負担の増額を検討していくと記事にはありました。優良都市と思われた船橋市でも、先を見越した財政改革の手を打ち出したのかとあらためて警鐘を鳴らされた思いがします。

この船橋市の例を見ても、税収を考慮したうえで先の見据えた財政運営がいかに大切かということをおためて感じます。茂原市でも、その時々々の事情はあったにせよ、もう少し何らかの手を打っておいでいてくれたら、現在のような巨額の債務を抱えずに済んだのではないかと恨めしく思うこともあります。

茂原市では、私が市長に就任してからこの10年間、ただただ財政の健全化を最大の目標として、その中で将来を見据えた諸課題を「選択と集中」で対処してきました。一方において、巨額778億円の債務の返済をしながらでし

たので、市民の要望になかなか応えられないことも多々あったと思います。それでもいまだに577億円もの債務を抱えている現在、市民会館や広域での諸問題をクリアできるのかということは、これは非常に大きな悩みどころです。

景気動向が厳しさを増す中で、高齢化はますます進み、扶助費はさらに増大していきます。そうした中で今回の記事は、茂原市のみならず多くの自治体において、今まで以上に厳しく事業検証をしていかなければいけない時期にきているのだということをおためて思われるものでした。

これは、市民の皆さん一人ひとりに考えていただきたい問題であり、理解していただき、協力していただかなくてはならない事柄であると思います。

令和2年度茂原市職員を募集

◆試験区分・採用予定人員および受験資格

試験区分		採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職	上級	6人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方または令和2年3月までに卒業する見込みの方
	初級	2人程度	平成元年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた方（上級試験の受験資格を有するものを除く）
土木技術職	上級	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）で「土木」の専門課程を修了し卒業した方または令和2年3月までに修了し卒業する見込みの方
	初級	若干名	平成元年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた方で「土木」の専門課程を修了した方または令和2年3月までに修了見込みの方（上級試験の受験資格を有するものを除く）
電気技術職	上級	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）で「電気」の専門課程を修了し卒業した方または令和2年3月までに修了し卒業する見込みの方
	初級	若干名	平成元年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた方で「電気」の専門課程を修了した方または令和2年3月までに修了見込みの方（上級試験の受験資格を有するものを除く）
建築技術職	上級	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）で「建築」の専門課程を修了し卒業した方または令和2年3月までに修了し卒業する見込みの方
	初級	若干名	平成元年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた方で「建築」の専門課程を修了した方または令和2年3月までに修了見込みの方（上級試験の受験資格を有するものを除く）
保育士・幼稚園教諭		2人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保育士および幼稚園教諭の資格を有する方または令和2年3月末までに保育士および幼稚園教諭の資格取得見込みの方
保健師		2人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和2年3月末までに保健師の資格取得見込みの方
栄養士		若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、栄養士の資格を有する方または令和2年3月末までに栄養士の資格取得見込みの方
一般事務職 (障害者対象)		2人程度	昭和54年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた方で、次に掲げる手帳等の交付を受けている者 (1) 身体障害者手帳または都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） (2) 都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (3) 精神障害者保健福祉手帳

◆試験日程・試験科目

試験区分	職 種	試験科目	日 程
第1次試験	一般事務職（障害者対象） 保育士・幼稚園教諭 保健師 栄養士	基礎能力検査 (基礎能力についての択一式試験) ケーススタディ試験	9月8日㊤
	土木技術職（上級） 電気技術職（上級） 建築技術職（上級）	専門試験 (専門知識についての択一式試験)	
	一般事務職（初級） 一般事務職（上級）	基礎能力検査 (基礎能力についての択一式試験) ケーススタディ試験	9月22日㊤
	土木技術職（初級） 電気技術職（初級） 建築技術職（初級）	専門試験 (専門知識についての択一式試験)	
第2次試験	全 職 種	個別面接試験・適性検査	10月17日㊤～19日㊤のいずれか1日
第3次試験	全 職 種	個別面接試験	11月9日㊤、10日㊤のいずれか1日

※第1次試験で実施する「ケーススタディ試験」は、第2次試験として評価します。

※各試験とも、試験会場は茂原市役所です。

◆申込方法

所定の試験申込書に必要事項を記入し、茂原市役所職員課へ持参または郵送。

申込書は、職員課と本納支所窓口で入手または市公式ウェブサイトの職員採用ページからもダウンロード可。

◆申込期間

7月29日㊤～8月16日㊤（土日・休日を除く）8時30分～17時まで

※郵送の場合は、8月16日㊤必着。〒297-8511 茂原市道表1 茂原市役所職員課

詳しくは、「令和2年度茂原市職員募集要項」または市公式ウェブサイト中の

「令和2年度職員採用試験について」ページをご覧ください。



お問い合わせは、職員課（4階） ☎(20) 1 5 1 8、FAX (20) 1 6 0 2へ。

新築家屋の 固定資産税を軽減します



令和2年3月31日までに家を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

◆対象要件

- ①専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること
- ②居住部分の床面積が、1戸につき50㎡以上280㎡以下であること（共同住宅の場合は、1戸につき40㎡以上280㎡以下）
- ③玄関、台所、トイレ、居室等があり、居室の要件を備えていること

◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額
※ただし、軽減の対象は居住部分について1戸あたり床面積120㎡までとなります。

◆軽減の期間

- ・一般の住宅＝新築後3年度分
 - ・3階建以上の中高層耐火住宅等＝新築後5年度分
- ※長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、右記の軽減期間がさらに2年度延長されます。軽減を受ける場合は、固定資産税減額申告書および長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

◆その他

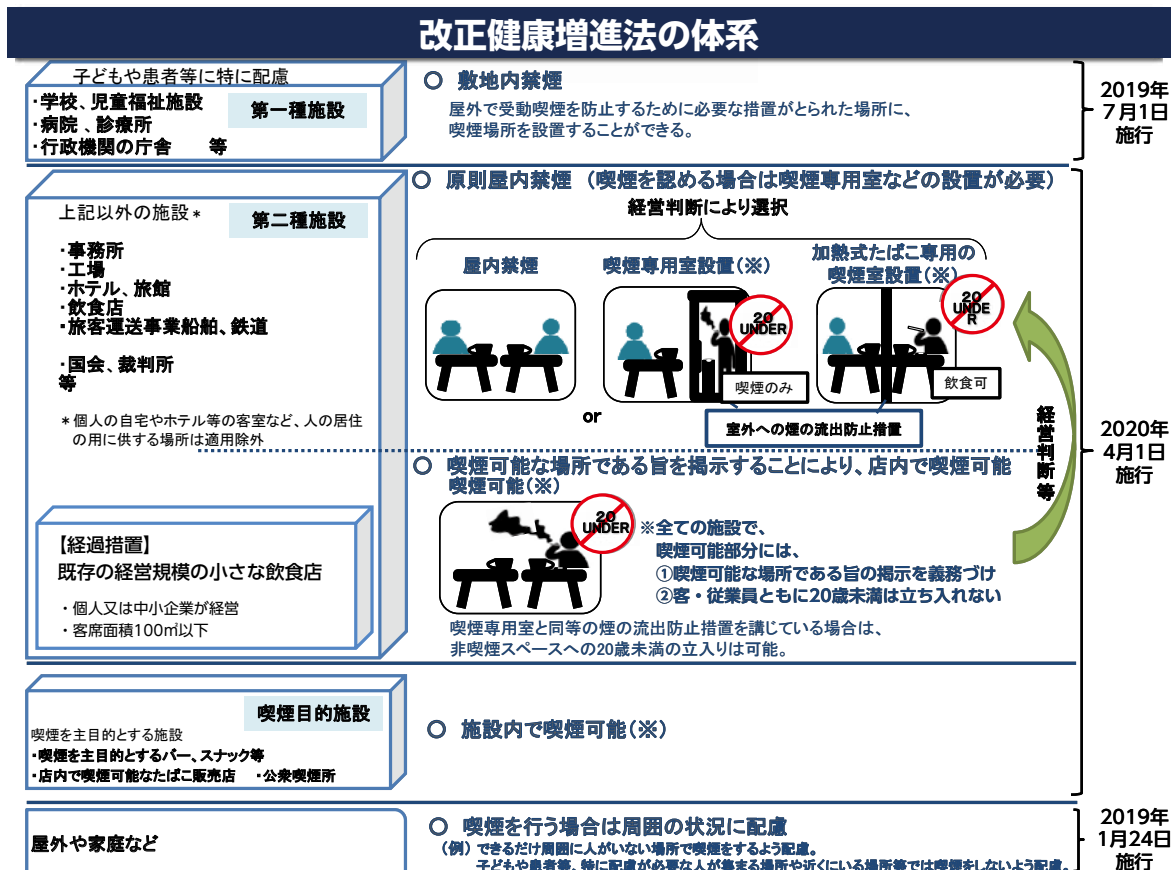
一定の要件を備えた改修工事（住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事）を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、
資産税課（2階）

☎(20)1579、FAX(20)1600へ。

受動喫煙対策が強化されます

健康増進法が改正され、「望まない受動喫煙」を防止するための対策が強化されます。7月1日より公共機関等では、原則敷地内禁煙となり、その他の施設についても段階的に対策が進んでいきます。



お問い合わせは、保健センター 健康管理課（2階） ☎(25)1725、FAX(25)1865、☎(20)1574、FAX(20)1600へ。